

鳥取市経済活性化戦略を策定しました

現代において世界経済はグローバル化し、地方都市といえども世界の中の一つの都市として、その発展のための戦略を考えなければなりません。また、少子高齢化の進展や雇用形態の変化により、経済全体を支える構造も大きく変化し始めました。

地方分権がますます進展し、地域の力が問われる今、本市では「鳥取市経済活性化戦略」を策定し、本市の経済活性化のためにもさまざまな取り組みを進めていく計画です。

基本的な考え方

「産業全般の振興」「人口増加に向けた取り組み」「中心市街地活性化や地域コミュニティの充実」などを並行して進め、多様な主体が社会参画し、人や産業が多様にネットワーク化することによって地域経済の活性化を実現します。

計画がめざすがた

本計画では、以下のような産業都市の姿をめざしています。

- 高速道路によって盛んに「ひと・もの」が流通し、経済のグローバル化や産業の新しい動きに対応でき、地域の核となるバランスのとれた産業構造を持つ産業都市
- 地域特性を活かした農林水産業や伝統産業、先端技術産業な

どの「ものづくり」が盛んで、また、魅力ある観光産業を有する、持続的に発展する産業都市

● 企業誘致や新たな産業の創出などによって地域雇用が安定的に確保され、安心して豊かな生活ができる産業都市

アクションプログラム

特に重点的に取り組む施策を「アクションプログラム」として位置づけ、目標を明確化し、平成20～22年度の3年間にわたって推進します。

平成20～22年度の5つのアクションプログラム

①鳥取ブランドの特産品づくり

- ブランド化・高付加価値化を推進します。
- 食品加工産業を育成します。
- 伝統産業のブランド化や情報発信を支援します。
- 関西圏で特産品などのPR・販売を行います。

【達成目標】

- ◆ 農産物ブランド品目：平成22年度に20品目認定
- ◆ 食品加工産業：平成22年度までに5事業所増

②地元産業による新製品開発と市場開拓の促進

- 新製品の開発・市場開拓を促進します。
- 産学官連携・異業種交流を強化します。

【達成目標】

- ◆ 新技術・新製品開発（市補助による）：平成22年度までに30件
- ◆ ベンチャー企業の起業：平成22年度に10企業

③基幹産業としての観光産業の確立

- 2009鳥取・因幡の祭典を開催します。
- 鳥取砂丘の魅力向上を図ります。
- 温泉を活用した宿泊施設などの環境を整備します。
- 広域観光・国際観光を推進します。

【達成目標】

- ◆ 観光客数：平成22年度中に270万人

④雇用の拡大や地元企業の発展につながる新たな企業誘致

- 工業団地を確保・整備します。
- 積極的な企業誘致を行います。

【達成目標】

- ◆ 誘致企業数：平成22年度までに10企業

⑤産業を支える人材の育成と確保

- 人材を育成・確保します。
- インターンシップを推進します。
- コミュニティビジネスを育成します。

【達成目標】

- ◆ コミュニティビジネスの起業化：平成22年度までに10事業所増

募集します！

【1】新製品をトライアル発注

市内の中小企業者などが製造する新規性・独創性のある製品について、鳥取市が試験的に発注します。

- 対象 市内の事業所
- 金額 発注金額の上限が100万円

【2】産学官連携の取り組みを支援

共同研究による新技術の研究開発、農業・商業・工業間の異業種交流、産学官連携による市内での起業などの取り組みを補助します。

- 対象 市内の事業所
- 補助率 補助対象金額の3分の2まで
- 金額 補助の上限が100万円

【3】みやげ物の新商品開発を支援

「2009鳥取・因幡の祭典」に向け、鳥取でのみやげ物の新商品開発・製造を補助します。

- 対象 市内の事業所
- 補助率 補助対象金額の3分の2まで
- 金額 補助の上限が100万円

【4】小・中学生ものづくり出前講座

将来の鳥取市を担う「ものづくり」の人材育成のため、市内の小中学生を対象としたものづくり出前講座に講師を派遣します。

- 対象 小・中学校、地区公民館、地域団体など

※募集期間は、①～③が5月1日(木)～30日(金)、④は随時です。

問い合わせ先

市役所第2庁舎地域経済戦略室 ☎(0857) 20-3249

平成 20 年度健康診査のお知らせ

糖尿病、高血圧症など多くの生活習慣病は、進行するまで自覚症状がなく、健康診査などによって初めて発見されることが多いようです。健診により、自分の生活習慣の改善すべき点を見つけ、健康でいきいきとした毎日を送みましょう。

問い合わせ先 中央保健センター総合健診室 ☎(0857)20-0320 / 各総合支所福祉保健課 (18 ページ参照)

種類	対象者 年齢基準日 平成 21 年 3 月 31 日	自己負担金	内容
特定健康診査	40～74 歳 ※本市国保加入者	個別：1500 円 集団：500 円	問診、身体計測、血圧測定、血液検査など ※65 歳以上の人は生活機能評価の検査項目を追加。
高齢者健康診査	75 歳以上	個別：500 円 集団：500 円	問診、身体計測、血圧測定、血液検査、生活機能評価など
健康診査	18～39 歳 ※社保本人などは除く。	個別：1500 円 集団：500 円	問診、身体計測、血圧測定、血液検査など
肝炎ウイルス検査	40 歳の人と過去に検査を受けていない 74 歳以下の人	個別：800 円 集団：300 円 ※70 歳以上は無料	
胃がん検診	40 歳以上	個別：2000 円 集団：500 円	個別は直接撮影または内視鏡、集団は検診車での間接撮影
肺がん・結核検診	40 歳以上 ※結核検診のみは 65 歳以上。	個別：1000 円 集団：無料 ※喀痰検査の必要な人は、個別 2000 円、集団 300 円	個別は直接撮影、集団は検診車での間接撮影
大腸がん検診	40 歳以上	個別：500 円 集団：200 円	便の潜血反応検査
子宮がん検診	20 歳以上の女性	個別：1500 円 ※体部は 2000 円 集団：300 円	個別は頸部（場合により体部も実施）、集団は検診車での頸部細胞診
乳がん検診 ※予約制	40 歳以上の偶数年齢の女性	個別：1300 円 集団：400 円	視触診とマンモグラフィの併用検診
骨粗しょう症 予防検診	25 歳以上の女性	集団：300 円	検診車での両手骨の間接撮影
歯科・歯周疾患 患検診	40・50・60・70 歳 (国保加入者は 45・55・65 歳も)	個別：500 円	むし歯、歯周病などの検診
人間ドック (A)	40～74 歳の偶数年齢の人 ※社保本人などは除く。	個別：12900 円 (市民税非課税世帯は 4300 円) ※喀痰検査の必要な人は 13800 円 (市民税非課税世帯は 4600 円)	特定健康診査と胃・肺・大腸がん検診、肝炎ウイルス・超音波検査、眼底検査、腫瘍マーカーなど
人間ドック (B)	41～73 歳の奇数年齢の人 ※社保本人などは除く。	個別：9000 円 (市民税非課税世帯は 3000 円) ※喀痰検査の必要な人は 9900 円 (市民税非課税世帯は 3300 円)	特定健康診査と胃・肺・大腸がん検診、腫瘍マーカー
脳ドック	40・45・50・55・60・65・70 歳 ※社保本人などは除く。	個別：7800 円 (市民税非課税世帯は 2600 円)	MRI、MRA などによる脳血管撮影

●受診券の送付

健診には受診券が必要です。受診券には「健康診査」と「がん検診」とがあります。特定および高齢者健診は全対象者に、過去 3 年間に本市の健診を受けたことのある人、40～70 歳で偶数年齢の人および 20、25、30、35 歳の女性に 7 月上旬に送付する予定です。

※受診券が送付されていない人で受診を希望する場合は、問い合わせ先にご連絡ください。

●健診期間

7 月～平成 21 年 2 月

個別健診か集団健診のいずれかで受診してください (左表参照)。

●個別健診

希望する医療機関に予約のうえ、受診してください。

●集団健診

受診の日時、場所などについては、各自治会などの回覧やとっとり市報、各総合支所だよりでご確認いただくか、中央保健センター、各総合支所福祉保健課へお問い合わせください。

●人間ドック・脳ドック

医療機関への予約と受診手続きが必要です。

▷各医療機関への予約は、6 月 2 日 (月) から電話などで行ってください。受診券がなくても、該当者であれば予約できます。

▷実際の受診手続きは、6 月 25 日 (水) 以降、予約日の 1 週間前から、中央保健センター、各総合支所福祉保健課で受け付けます。その際は、健康保険証、受診券 (届いている人) をご持参ください。

▷平成 20 年度から人間ドックの対象者は 40～74 歳となり、ドック料金の 3 割が自己負担となりますので、ご注意ください。

●介護予防のための生活機能評価

介護保険の要介護・要支援認定を受けていない 65 歳以上の人を対象に、日常生活を送る際の心身の機能が低下していないか検査します。本市の国保加入者などには特定健康診査などと同時に行います。また、国保以外の社会保険加入者には個別に行います (無料)。

介護予防に関する問い合わせ先

高齢社会課 ☎(0857)20-3453

- ▷人間ドック、脳ドックを除き、市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は無料です。
- ▷国民健康保険世帯の人は人間ドック・脳ドック受診料の補助があります。
- ▷この表の自己負担金の額は、鳥取・国府・河原・用瀬・佐治地域の分です。それ以外の地域の人については、各総合支所福祉保健課へお問い合わせいただくか、各総合支所だよりでご確認ください。
- ▷平成 19 年度に偶数年齢で乳がん検診を未受診の人で、受診を希望される場合は、中央保健センターまたは各総合支所福祉保健課にお申し込みください。